

1. 調査結果の概要（詳細については、別添1参照）

- 1) クレーンの緊急点検結果
目視により点検を実施したところ、倒壊したクレーンを除く249基全てが「良好」であった。
- 2) -1 クレーンの定期自主検査及び作業開始前の点検実施状況
所定の法令^{*1}に基づき、250基全ての検査・点検が適正に実施されていることを確認した。
- 2) -2 荒天時の運用体制
作業中止基準については、240基について風速10~20m/sの範囲で運用ルールが定められていた。また、10基については気象庁の警報を参照し対応していた。
固定措置基準については、250基全てについて風速30m/s以内^{*2}の範囲で運用ルールが定められていた。
また、作業中止及び固定措置の判断に用いる風速はクレーン等に設置された風速計により計測されていることを確認した。
- 3) 点検、維持・管理、運用に関するマニュアル類の策定状況
全てのクレーンが、クレーンメーカーの取扱マニュアル等をもとに運用されていた。なお、193基のクレーンにおいては、管理者等が別途、詳細なマニュアルを作成していた。

※1：クレーン等安全規則(S47.9.30労働省令第34号)第34~36条 に基づく
年1回及び月1回の定期自主検査、作業開始前の自主点検

※2：クレーン等安全規則(S47.9.30労働省令第34号)第31条及び同32条の2 及び
クレーン構造規格 (H7.12.26労働省告示第134号)第42条 に基づく基準

(上記法令については別添2を参照)

2. 今後の対応

- 1) 今回は倒壊したクレーンと同型のクレーンを対象に調査を実施したが、今後、コンテナターミナルに設置されたジブクレーン等についても引き続き同様の調査を実施する予定である。
- 2) 港湾施設の適正な維持管理・運用体制等の確立及びマニュアル内容等の関係者に対する周知徹底について、港湾管理者等に対して指導することとしている。